平成25年度

もり・みず市民事業支援補助金

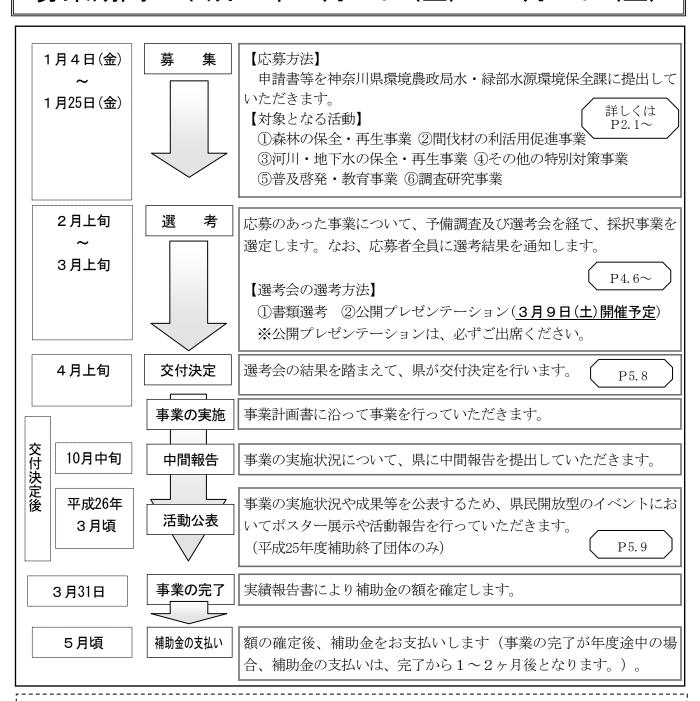
(水源環境保全·再生) 募集案内

神奈川県では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱(以下「施策大綱」という。)」及び「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(以下「実行5か年計画」という。)」に基づき、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、水源環境保全・再生を目的とした活動に財政的な支援を引き続き行っていきます。

この度、次の期間において平成25年度補助対象事業を募集しますので、是非、ご応募ください。 ※ この補助金は、県議会における県予算の議決後に、決定されます。



募集期間:平成25年1月4日(金)~1月25日(金)



応募に関する相談窓口:045-210-4352【県水源環境保全課(調整グループ)】

1

1 対象団体の要件

次の全ての要件に該当する団体

- ① 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること(県外に事務所を置く団体も含む)
- ② 団体規約等を有すること
- ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④ 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 神奈川県からの補助金等を受けていない団体であること
- ⑥ 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

2 補助部門

(1) 市民事業定着支援部門(以下「定着支援部門」という。)

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体(申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体)を対象とする部門。市民団体の裾野の拡大と、定着を目的とします。

(2) 市民事業高度化支援部門(以下「高度化支援部門」という。)

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体(申請事業に類する活動を概ね3年以上継続している団体)を対象とする部門。団体のスキルアップと自立化を目的とします。

3 対象となる事業と申請区分

◆特別対策事業区分(P8を参照して下さい)

実行5か年計画に位置付けられている特別対策事業に類する事業(県内水源保全地域で行われ、 3年以上継続して実施する見込みがあること)

- ◆水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業区分(神奈川県内または県外の水源保全地域で行われること) 神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施するもので、水源保全地域における活動プログラム や、その活動経験に基づく学習プログラムを有する水源環境保全・再生に資する事業
- ◆水源環境保全・再生に関する調査研究事業区分

神奈川県の水源環境保全・再生に資する水質調査などの事業

◆資機材の購入区分

上記の事業実施に係る資機材の購入

	対象となる事業区分	申請区分
特別対策事業区分	○水源の森林づくり事業の推進○丹沢大山の保全・再生対策○渓畔林整備事業○地域水源林整備の支援	森林の保全・再生事業
	○間伐材の搬出促進	間伐材の利活用促進事業
	○河川・水路における自然浄化対策の推進 ○地下水保全対策の推進	河川・地下水の保全・再生事業
	○県内ダム集水域における公共下水道の整備促進 ○県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進 ○水環境モニタリングの実施	その他の特別対策事業
水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業区分		普及啓発・教育事業
水源環境保全・再生に関する調査研究事業区分		調査研究事業
資機材の購入区分		資機材の購入

[※] 一つの団体が複数の「申請区分」を申請することも可能です。

(事業例)

申請区分	対象となる事業の例
森林の保全・再生事業	植樹、間伐、枝打ち作業、登山道の整備 など
間伐材の利活用促進事業	間伐材を利用した製品の製作 など
河川・地下水の保全・再生事業	河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策 など
その他の特別対策事業	水環境モニタリングの実施 など
普及啓発・教育事業	○ 植樹・下草刈等の体験教室、間伐・チェンソー取扱講習会、
	炭焼き体験会、川の自然観察会(など)
	○ 植樹・間伐作業や水質調査の経験を生かした環境教育 など
調査研究事業	水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査 など
資機材の購入	森林整備に係る資機材の購入 など

4 補助金の条件等

(1) 補助期間

補助部門	補助期間の限度
定着支援部門	3年
高度化支援部門	5年

[※]定着支援部門から高度化支援部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助することとします。

(2) 補助上限額

部門	申請区分	補助率	上限額	対象経費	控除経費
定着支援部門	1森林の保全・再生事業 2間伐材の利活用促進事業 3河川・地下水の保全・再生事業 4その他の特別対策事業 5普及啓発・教育事業 6調査研究事業 7資機材の購入※1	同上 同上 同上 日上 1/2以内 同上 ※2	整備面積に応じ、 ①1ha未満:10万円 ②1ha以上3ha未満:30万円 ③3ha以上:50万円 50万円 同上 同上 20万円 50万円	事業の実施 に直接要す 事 る経費(参加 る	事業に係 る国又は 地方公共
高度化支援部門	1森林の保全・再生事業 2間伐材の利活用促進事業 3河川・地下水の保全・再生事業 4その他の特別対策事業 5普及啓発・教育事業 6調査研究事業 7資機材の購入※1	8/10以内 同上 同上 同上 1/2以内 同上 ※2	整備面積に応じ、 ①1ha未満:20万円 ②1ha以上3ha未満:60万円 ③3ha以上:100万円 100万円 同上 同上 40万円 100万円	費など) ※ <u>食糧費</u> は、補助対 象外となり ます。	団体などの補助金等の収入

- %1 チェンソーや刈払機等の購入を希望する場合は、安全講習会の修了証明書に類するものを取得または取得予定であることが要件となります。但し、定着支援部門においては補助対象外となります。
- **※**2 補助率は申請区分 $1\sim4$ に係る資機材は10/10(高度化支援部門にあっては8/10)、申請区分 $5\cdot6$ に係る資機材は1/2となります。

5 申請に当たって提出する書類

- ①水源環境保全·再生市民事業支援補助金交付申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書
- ④団体調書 ⑤団体の定款又は規約及び役員名簿 ⑥事業の実施に係る位置図 ⑦事業実施に必要な 法令上の許認可証明、又は地権者等の同意に係る状況が分かる書類

これらのほかに団体の活動が分かる資料があれば、A4判サイズにそろえて5枚以内にコピーしたものを添付してください。

※ 様式及び申請書の記入例については、各地域県政情報コーナーに配架しています。また、県のホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

6 審査・選考方法

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助事業は、事務局による予備調査及び「市民事業専門委員会」の委員で構成する選考会を経て選定されます。

- (1) 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、また、法令等の観点から実施可能かを確認します。
- (2) 1次選考 第1回選考会を開催し、書類審査により1次選考を行います。
- (3) 2次選考 公開プレゼンテーション及び第2回選考会を開催し、採択事業を選定します。
- ※ 選考会は非公開で行います。
- ※ 平成25年3月9日(土)に開催する公開プレゼンテーションには、必ず出席してください。
- ※ 2次選考(プレゼンテーション)の対象事業は2月28日(木)頃に、選考の最終結果は3月中旬に 郵送等でお知らせします。

7 選考基準

部門の視点と事業の視点における選考基準により選考を行います。

部門の視点

<u>7</u>	部門	視点
定	着支援	新たに取り組む事業でNPO等の定着した活動が期待できるか。
Ī	高度化 支援	これまでの経験を活かしたものか、また自主財源の確保が確実に見込めるなど、団体のスキルアップ・自立化が期待できるものか。

事業の視点(5項目各5点)

項目	申請区分	視点
目的	共通	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	間伐材	間伐材の利活用の促進が図れるか。
効果	普及	県民に水源環境保全・再生の必要性を伝えるものか。目的や対象が明確化されているか。
	調査	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与するものか。調査・研究のステップが明確化されているか。
	上記以外	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれるものか。
実現性	共通	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
継続性	共通	将来にわたり継続して実施が可能か。(定着) これまでの経験を活かした団体のスキルアップや、自立化に向けた自主財源の 確保が見込めるか。(高度化)
今後の 展開	共通	今後の広がりや深まりなど発展が見込まれるものか。(定着) 上記に加え、他分野や他地域等への波及効果が見込まれるものか。(高度化)

- ※「間伐材」とは、「間伐材の利活用促進事業」のことを指します。
- ※(定着)は定着支援部門、(高度化)は高度化支援部門のことを指します。
- ※ この基準は、事業の優劣を判断するものではなく、あくまでこの補助制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものです。

8 補助事業の決定・支払

補助金の交付決定は、選考会の結果を踏まえて、平成25年4月上旬に行います。 なお、決定された事業については、次の報告が必要となります。

(1) 中間報告

平成25年10月18日(金)までに次の書類を提出してください(期限までに事業が終了している場合を除く)。

①事業実施状況報告書(9月末締め) ②中間収支計算書(9月末締め)

(2) 実績報告

対象事業が完了してから20日以内に次の書類を提出してください。

- ①実績報告書 ②事業結果報告書 ③事業収支計算書
- ※ (1)、(2)は、事業に係る領収書、出納簿等の書類を確認させていただきます。

(3) 補助金の支払い

原則として、事業完了後に実績報告書及び精算払請求書を提出していただいた後の精算払いとなります。

9 事業報告について

平成25年度に補助を終了する団体(平成26年度に継続申請しない団体)は、事業の進捗状況や成果等の確認のため、県民開放型のイベントにおいてポスターの展示や活動報告を行っていただきます。

10 情報の取扱い

申請された事業の申請書・事業計画書及び交付決定を受けた事業に関する書類(実績報告書など)は県のホームページ等を通じて公表します。

また、県が当補助金について広報する際に、写真の提供等のご協力をお願いする場合がありますので、 ご了承ください。

申請受付期間及び提出先/問い合わせ先

受付期間:平成25年1月4日(金)~1月25日(金) (郵送の場合は、1月25日必着)

提 出 先: 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課 調整グループ

※ 申請に係る相談を、随時、受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

電 話: 045-210-4352(直通)

77973 : 045 - 210 - 8855

電子メール: suigenkankyo@pref.kanagawa.jp

ホームページアドレス: http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/

または、検索サイトで かながわ 水源環境 で 検索 🔻

※ 様式や記入例は、ホームページからもダウンロードできます。

水源環境保全・再生市民事業支援補助金に関するQ&A

水源環境を保全・再生するための計画

- Q 1 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」とは何ですか?
- A「施策大綱」とは、良質な水の安定的確保を目的とした、今後20年間を視野に入れた取組の基本的な考え方や分野ごとの施策展開の方向性などを示したものです。
- Q2「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か 年計画」とは何ですか?
- A「第2期実行5か年計画」とは、施策大綱に基づき、5年間(H24~H28年度)に充実・強化して取り組む「特別対策事業」(水源環境の保全・再生に直接的効果の見込まれるもの)を位置付けた計画です。
- ※ 施策大綱及び第2期実行5か年計画は県ホームページ又は各地域県政情報コーナーでご覧いただけます。

補助金の対象団体・部門

- Q3 NPO法人ではない任意の集まりでも補助対象 になりますか?
- A 5人以上で構成される団体であれば、NPO法人でなくても補助対象になります。
- Q4「自ら経理し、監査する等の会計組織を有する こと」とありますが、これはどのようなことですか?
- A 団体の定款や規約で、会計の責任者を定め、会計 処理をどのように行うかが明確化されていること です。
- Q5 東京都や山梨県に事務所がある団体も補助の対象になりますか?
- A 神奈川県に団体の所在地がなくても、対象となる 事業ごとの要件を満たしていれば、補助の対象に なります。
- Q6 神奈川県から別の補助金の交付を受けている団体です。補助を受けている事業とは別の事業での申請を考えていますが、補助の対象になりますか?
- A 神奈川県から直接補助金等を受けている団体は対象になりません。
- Q7 定着支援部門と高度化支援部門とはなんです か?
- A 市民事業定着支援部門とは…

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体(申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体)を対象とする部門です。

市民事業高度化支援部門とは…

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図 ろうとする団体(申請事業に類する活動を概ね3 年以上継続している団体)を対象とする部門で す。

- Q8 申請事業に類する活動を始めて3年以上経ちますが、定着支援部門で申請できますか?
- A 活動を始めて3年以上経っている場合でも、定着 支援部門で申請することは可能です。
- Q9 定着支援部門と高度化支援部門で同時に申請で きますか?
- A 例えば、森林の保全・再生事業は高度化支援部門で、普及啓発・教育事業は定着支援部門でといった申請は可能です。

補助金の対象事業

Q10「第2期実行5か年計画に位置付けられた特別 対策事業」とは、どのような事業ですか?

また、補助金の対象地域である「水源保全地域」とはどこですか?

A 「実行5か年計画の特別対策事業」と「水源保全地域」は、裏面の「特別対策事業」の一覧及び「事業対象地域図」を参照してください。

より詳しい内容を知りたい場合は、県水源環境保全課にお問い合わせください。

- Q12 森林の保全・再生事業とは、どのような事業で すか?
- A 例えば、スギやヒノキなどの荒廃した森林を枝打ち、間伐、下草刈りなどにより手入れを行う事業や登山道の修復事業などを対象としています。 申請しようとしている事業が対象になるか不明な場合は、県水源環境保全課に問い合わせください。

- Q11 対象事業区分として、3つの区分がありますが、どのような事業が対象になりますか?
- A 「特別対策事業」とは、荒廃した森林の整備事業や 河川を浄化する事業、地下水のかん養対策などが 対象となります。

「普及啓発・教育事業」は、植樹・間伐の体験教室、川の自然観察会などです。

「調査研究事業」とは、水質調査や樹林地調査などです。

- Q13 水源保全地域外(横浜、川崎、横須賀市など) で環境教育を行う場合、普及啓発・教育事業の対 象となりますか?
- A 環境教育の内容が、①水源保全地域での活動経験に基づき、②神奈川県の水源環境の保全・再生に 資するものであれば対象となります。

補助金の対象事業

- Q14 普及啓発・教育事業区分の「活動経験に基づく 学習プログラム」とは、どのようなものですか?
- A 水源保全地域での活動(植樹・間伐作業、水質調査など)に基づいて(※) 実施する、児童・生徒への水源環境学習や川の自然観察会など、神奈川県の水源環境の保全・再生に資する活動です。
 - ※ 水源保全地域で活動する団体等を講師に招い た場合も要件を満たします。

補助額の上限

- Q15 森林の間伐事業と河川の浄化対策事業を行う予 定ですが、2つの事業を申請することはできます か? また、補助の上限はいくらになりますか?
- A 複数の申請区分にわたる事業を同時に申請することができます。その際の補助額の上限は、各申請区分の合計額となります。

また、他にも森林の保全・再生事業とその経験を 都市部の学校などで伝える普及啓発・教育事業を 組み合わせて申請することも可能です。

補助金の対象経費

- Q16 国又は地方公共団体からの補助金は対象経費から控除される経費となっていますが、財団法人等からの補助金は、補助金の対象経費から除かれますか?
- A 財団法人等から補助金を受けていて、その補助金 が交付申請を行う事業の財源になっている場合 は、対象経費から控除されます。
- Q17 物品売上代や参加費などの収入を事業費に充て ている場合は、補助金の対象経費から除かれます か?
- A 物品売上代や参加費などの収入は、補助金の対象 経費からは控除されません。

第2期実行5か年計画に位置付けられている特別対策事業(この補助金と関わりのある事業)

1 水源の森林づくり事業の推進

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支 援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機 能の高い水源林として整備。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む生態系に配慮した整備や直接浄化等を推進。

2 丹沢大山の保全・再生対策

土壌流出防止対策を行うとともに、中高標高域でのシカ捕獲、ブナ林の調査研究や登山道整備などの県民協働の事業への取組。

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を対象に、各市町村が主体的に取り組む 地下水かん養対策や水質保全対策を推進。

3 渓畔林整備事業

水源上流の渓流両岸において、土砂流出防止 や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有す る公益的機能を高度に発揮するための森林整備 を実施。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の 向上をめざして、市町村が実施する公共下水道 の整備を支援。

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援。

| 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の 向上をめざして、市町村が実施する高度処理型 合併処理浄化槽の整備を支援。

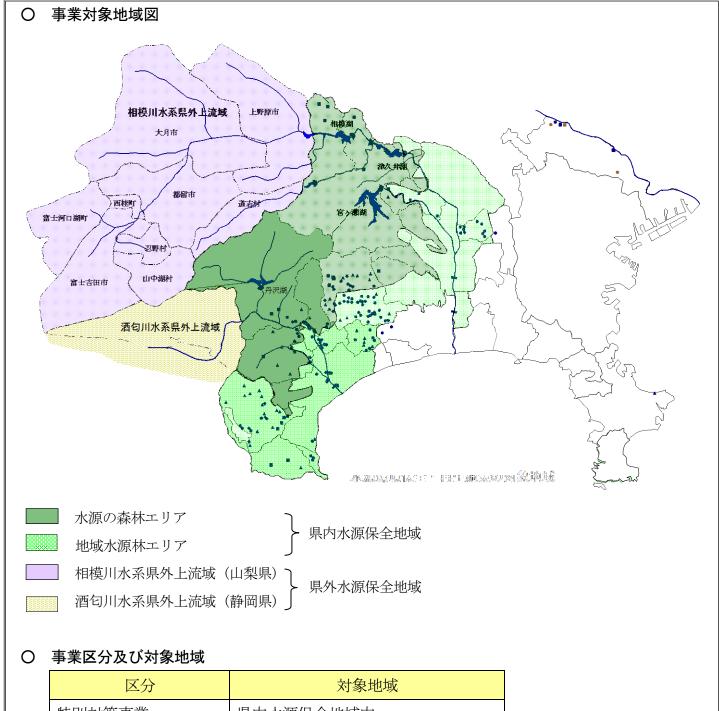
5 地域水源林整備の支援

地域における水源保全を図るため、市町村が 主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進す るほか、高齢級の森林の間伐を促進。

11 水環境モニタリングの実施

森林、河川のモニタリング調査等を行い、事業の実施効果を測定するとともに、県民への情報提供を実施。

※ 詳しくは、県機関等で配布している計画冊子又は、県ホームページをご参照ください。



区分	対象地域
特別対策事業	県内水源保全地域内
普及啓発・教育事業	神奈川県及び県外水源保全地域内
調査研究事業	_

申請受付期間及び提出先/問い合わせ先

受付期間:平成25年1月4日(金)~1月25日(金) (郵送の場合は、1月25日必着)

提 出 先: 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 環境農政局 水・緑部 水源環境保全課 調整グループ

※ 申請に係る相談を、随時、受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

電 話 : 045-210-4352(直通)

77973 : 045 - 210 - 8855

電子メール : suigenkankyo@pref.kanagawa.jp

ホームペーヴァドレス: http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/

または、検索サイトで かながわ 水源環境 検索・

※ 様式や記入例は、ホームページからもダウンロードできます。